

五戸町クリーンな空間づくり補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、感染症の感染予防及び拡大防止並びに衛生意識の向上を目的として、町内事業者が行う COVID-19 に対応した店舗づくりに要する経費について、当該年度の予算の範囲内において、当該事業者に対し、五戸町クリーンな空間づくり補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、五戸町補助金等の交付に関する規則（平成16年五戸町規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者
- (2) 日本標準産業分類（平成25年10月改定）に掲げる飲食店（日本標準産業分類 M76）を営む者
- (3) 前号で定める事業を営む店舗を町内に有し、今後も事業継続の意思がある者
- (4) 事業を営むに当たり、必要な許認可等を受けている者。ただし、臨時営業許可のみを受けている者を除く。
- (5) 五戸町暴力団排除措置要綱（平成24年5月28日告示第47号）第2条第8号に規定する排除措置対象者でない者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、令和2年4月1日から令和3年1月31日までの間に実施される、COVID-19の感染予防及び拡大防止に対応した店舗づくりに係る事業とする。

(補助対象経費及び補助金の額等)

第4条 補助金の対象となる経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。以下「補助対象経費」という。）及び補助率等は、別表1に定めるものとする。

- 2 補助対象事業については、別表の補助対象経費①、②及び③を含むことを必須とする。
- 3 補助対象者が複数店舗で第2条第2号に該当する事業を営んでいる場合は店舗ごとに上限額を設け、補助金の交付は店舗毎に各補助対象経費1回限りとする。
- 4 次の各号に該当する経費は補助対象外とする。
 - (1) 帳票類に不備・不足がある経費、使用したことを確認できない経費
 - (2) 一般的な市場価格又は内容に対して著しく高額な経費
 - (3) 店舗と住宅が併用されている場合における、住宅部分に係る経費
 - (4) 国、県及びその他機関等からの補助等を受けている経費
- 5 補助金に千円未満の端数金額があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、五戸町クリーンな空間づくり補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 営業に当たり必要な許可等を受けていることを証する書類の写し
- (3) 購入・導入するものの見積書等の写し
- (4) 防火管理者選任届出書の写し
(防火管理者届出区分が甲種防火管理者+収容人員100人以上の店舗のみ)
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、五戸町クリーンな空間づくり補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第7条 補助事業者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、速やかに五戸町クリーンな空間づくり補助金変更承認申請書（様式第4号）を提出し、町長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる変更は除くものとする。

- (1) 補助金の減額を行う場合
- (2) 事業の目的及び効果に影響を及ぼさない範囲で内容を変更する場合

(補助事業の中止又は廃止の承認)

第8条 補助事業者は、補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ五戸町クリーンな空間づくり補助金中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第9条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の中止（廃止）の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日を経過した日又は令和3年2月8日のいずれか早い期日までに五戸町クリーンな空間づくり補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第7号）
- (2) 店舗の外観写真、事業で導入した物及び使用状況が分かる写真
- (3) 購入・導入したものの納品書、請求書、領収書などの支払いの証拠となる書類の写し
- (4) その他特に町長が必要と認める書類

(補助金額の確定及び通知)

第10条 町長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、五戸町クリーンな空間づくり補助金確定通知書(様式第8号)にて補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定による補助金の交付の確定の通知を受けた者が、補助金の請求をしようとするときは、五戸町クリーンな空間づくり補助金請求書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、補助事業遂行上必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払いすることができる。

3 補助事業者は、補助金の概算払を請求しようとするときは、五戸町クリーンな空間づくり補助金概算払請求書(様式第10号)を、町長に提出しなければならない。

(補助金の取消し)

第12条 町長は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく町長の処分に違反したとき、又は虚偽の申請その他不正な行為があったときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第13条 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 町長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(延滞金)

第14条 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を町に納付しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるものを除くほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則 (令和2年 五戸町告示第109号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和 2 年 五戸町告示第 1 1 7 号）
この要綱は、令和 2 年 9 月 2 8 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

補助対象経費（注）	補助率	補助上限額
① 非接触型体温計・非接触型温度計購入費 ② 消毒液自動噴霧器・足踏式消毒液スタンド購入費 ※消毒液自体の購入費は補助対象外 ③ 従業員用フェイスシールド購入費 ※顔全体を覆うもののみ補助対象	10/10	20万円（※30万円）
④ つい立て導入に係る経費 ※つい立て自作時の材料費も補助対象 ⑤ 飲食スペースへの換気扇設置費 ⑥ 客用手洗場の以下に要する経費 ア 自動水栓化 イ 自動水石鹼供給栓取付け ウ 壁掛け型ペーパータオルホルダー設置 ※上記ア～ウ以外の、洗面台交換等の経費は補助対象外 ただし、ア、イ一体型の洗面台等、不可分の場合は洗面台等も補助対象 ⑦ 紫外線UV-C照射器機購入費		内訳 ・①～③合計で3万円 ・④～⑦合計で20万円（※30万円） －（①～③の実費合計又は3万円 いずれか少ない方の金額）円 ※印の額は、防火管理者届出による 収容人数が100人以上の店舗のみ適用する。

（注）

物品購入等に関する送料は補助対象外